

株主各位

## 第146期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示情報

I. 会社の支配に関する基本方針

II. 連結注記表

III. 個別注記表

平成26年6月4日

オリンパス株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト  
(<http://www.olympus.co.jp/jp/ir/stock/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

# I. 会社の支配に関する基本方針

## 1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

## 2. 基本方針の実現のための取組み

### (1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、平成24年4月20日付で発足した新経営体制により、平成25年3月期を初年度とした5ヵ年の新中期ビジョンを平成24年6月8日に発表し、新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus（ワン・オリンパス）」、「利益ある成長」の3つとしました。こうした経営方針に基づき、オリンパス再生と新たな価値創造を実現するため、①事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、②コスト構造の見直し、③財務の健全化、④ガバナンスの再構築の4つの基本戦略を実行しております。また、平成24年9月28日に発表したソニー株式会社との業務提携および資本提携により、当社の財務基盤を強化するとともに、両社の強みを融合し、医療事業およびデジタルカメラ事業での協業による企業価値の向上を目指しています。

当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討し社内検討チームで取りまとめた再発防止策を、平成24年4月20日付で発足した新経営体制の下で着実に実施しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンスの見直しを引き続き進めております。

### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 当社は、平成25年6月26日開催の第145期定時株主総会の決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しました（以下、更新されたプランを「本プラン」といいます。）。

#### (ii) 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保したり、または株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または②当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付に該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとします。

(iii) 本プランの手続および発動要件等

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等、および当社が交付する書式に従った株主の皆さまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議等を行います。また、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。その上で、特別委員会は、買付者等による買付等が、本プランに定められた手続に従わない買付等である場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合であって、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等所定の発動事由のいずれかが存すると判断した場合には、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、当社取締役会は、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

本プランに従い株主に対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、新株予約権1個につき普通株式1株を取得することができ、また、所定の非適格者による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに未行使の新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、原則として、平成25年6月26日開催の第145期定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

(3) 上記(2)の取り組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、①株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、②一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆さまの意思を確認する仕組みが設けられていること、③本プランの有効期間が1年間と定められたうえで、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、④独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、⑤特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、⑥本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

## Ⅱ. 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 153社

主要な連結子会社の名称 オリンパスメディカルシステムズ(株)  
オリンパスイメージング(株)  
Olympus Corporation of the Americas  
Olympus Europa Holding SE  
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited

連結範囲の変更

(新規) 3社

Olympus KeyMed International Ltd.他1社は当連結会計年度に新規設立したものです。  
Olympus Europa Management SEは当連結会計年度に資本参加したものです。

(除外) 17社

Olympus Consilio Sp.z o.o.、(株)アイメディック他7社は当連結会計年度に株式を売却したこと等に伴い、連結子会社から除外しています。  
Olympus Endo Technology America Inc.他4社は当連結会計年度に他の連結子会社と合併したことに伴い、連結子会社から除外しています。  
インプレス開発(株)他2社は当連結会計年度に清算したことにより、連結子会社から除外しています。

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称 オリンパスサポートメイト(株) 他1社

非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であるため、連結の範囲から除外しています。

## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の状況  
持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な会社等の名称 (株)アダチ  
Olympus Opto Systems India Private Limited  
オリンパスRMS(株)  
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)

持分法適用の範囲の変更  
(新規) 2社

オリンパスRMS(株)は重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。  
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)は、当連結会計年度に当社とソニー株式会社との合併会社として設立したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(除外) 1社

Olympus Cytori Inc.は当連結会計年度に株式を売却したことに伴い、持分法適用の関連会社から除外しています。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社オリンパスサポートメイト(株)他1社及び関連会社1社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しています。

## 3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 ……時価法

③たな卸資産 ……主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法  
車両運搬具、工具及び備品……………主として法人税法に基づく耐用年数によっ  
ています。  
その他の有形固定資産……………主として機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっ  
ています。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法  
主として経済的見積耐用年数によっ  
ています。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3  
年から5年）によっ  
ています。
- ③リース資産  
所有権移転外ファイナンス・……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していま  
す。  
リース取引に係るリース資産……………  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日  
が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係  
る方法に準じた会計処理によっ  
ています。

(3) 重要な引当金の計上方法

- ①貸倒引当金  
売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特  
定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ②製品保証引当金  
販売済製品に対して保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフター  
サービス費の実績額を基礎として、所定の基準により計上しています。
- ③役員退職慰労引当金  
国内の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額  
を計上しています。
- ④事業整理損失引当金  
当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。
- ⑤訴訟損失引当金  
訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失負  
担見込額を計上しています。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①重要な繰延資産の処理方法  
株式交付費及び社債発行費 ……………支出時に全額費用として処理しています。
  - ②退職給付に係る負債の計上基準  
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。  
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による按分額を費用処理しています。  
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理しています。  
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。
  - ③収益及び費用の計上基準  
ファイナンス・リース取引に……………主としてリース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によってい係る収益の計上基準 ……………ます。
  - ④重要なヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて、特例処理を採用しています。  
ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 ……………為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引  
ヘッジ対象 ……………外貨建金銭債権債務の予定取引、借入金  
ヘッジ方針  
デリバティブに関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。  
ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。
  - ⑤のれんの償却方法及び償却期間  
のれんは、主に5年から20年の間で均等償却しています。
  - ⑥消費税等の会計処理  
税抜き方式によっています。
  - ⑦連結納税制度の適用  
当社及び一部の連結子会社をそれぞれ連結納税親会社とする連結納税制度を適用しています。

## 会計方針の変更に関する注記

### 1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を「退職給付に係る負債」として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を「退職給付に係る負債」に計上しています。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、「退職給付に係る資産」に計上しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額を「その他の包括利益累計額」の「退職給付に係る調整累計額」に加減しています。

この結果、当連結会計年度末において、「退職給付に係る資産」が28,217百万円、「退職給付に係る負債」が27,291百万円計上されています。また、「その他の包括利益累計額」が2,665百万円増加し、当連結会計年度の1株当たり純資産が7円79銭増加しています。

なお、従来「在外子会社年金債務調整額」として区分表示していた額は、退職給付会計基準等を適用したことを受けて、当連結会計年度より「退職給付に係る調整累計額」に合算して表示しています。

### 2. IAS第19号「従業員給付」の適用

IAS第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂)が、平成25年1月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度より、一部の在外子会社において当該会計基準を適用し、数理計算上の差異等の認識方法の変更を行っています。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。なお、当該遡及適用による影響は軽微です。



## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
リース債権及びリース投資資産	8,393百万円
投資その他の資産のその他	5,081百万円
合計	13,474百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	8,393百万円
長期借入金	5,081百万円
合計	13,474百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 265,113百万円

### 3. 保証債務

(相手先)	(内 容)	(金 額)
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社	銀行借入金	843百万円
従業員	住宅資金借入金等	65百万円
計		908百万円

### 4. 訴訟に係る偶発債務

当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しております。そのうち、一部の訴訟については、訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しており、その他の訴訟についても、今後の進行状況等によっては、引当金を計上すること等により、当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。しかしながら、現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

なお、当連結会計年度末において訴訟損失引当金を計上している訴訟は、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による平成24年6月28日付訴状による訴訟及びカリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による平成25年6月27日付訴状による訴訟です。

5. 受取手形割引高 331百万円  
(うち輸出為替手形割引高) 331百万円

### 6. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 342,671,508株

有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株の発行により、当連結会計年度末における普通株式の発行済株式は37,000,000株増加しています。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び事業投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブは内部規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、重要性が乏しいもの並びに時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。（注）2.をご参照ください）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	252,121	252,121	—
(2) 受取手形及び売掛金	132,233	132,233	—
(3) 投資有価証券	51,070	51,070	—
資産計	435,424	435,424	—
(4) 支払手形及び買掛金	45,409	45,409	—
(5) 短期借入金	16,966	16,966	—
(6) 社債（一年内償還予定社債を含む）	55,000	56,325	1,325
(7) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	343,865	353,494	9,629
負債計	461,240	472,194	10,954
(8) デリバティブ取引	(115)	(115)	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しています。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、契約を締結している取引先金融機関から提示された価格によっています。金利スワップの特例処理、外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
① 非上場株式	442
② その他	2,153
合計	2,595

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには多大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)投資有価証券」には含めていません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 962円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 41円05銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 訴訟の提起

当社は、訴訟の提起を受けました。訴訟の概要は次のとおりです。

#### (1) 訴訟の提起があった年月日

平成26年4月7日

#### (2) 訴訟を提起した者の名称

三菱UFJ信託銀行株式会社  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
資産管理サービス信託銀行株式会社  
野村信託銀行株式会社  
ステート・ストリート信託銀行株式会社

#### (3) 訴訟の内容及び請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で27,915百万円の損害を受けたとして、三菱UFJ信託銀行株式会社ほか信託銀行5行、合計6行が、民法第709条及び第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。損害賠償請求金額は、27,915百万円及び各株式について発生した損害額に対する当該株式の取得約定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

#### (4) 今後の見通し

本訴訟による金額的影響は現時点で算定が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

### 2. 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、平成26年6月26日開催予定の第146期定時株主総会に、下記のとおり資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について付議することを決議しました。

#### (1) 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

当社は、平成26年3月期の単体決算において49,435,478,406円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損を填補し、今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金の額を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替え、また、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

- (2) 資本準備金および利益準備金の額の減少の要領
- ① 資本準備金および利益準備金の額の減少の要領
- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 資本準備金 | 99,216,032,696円のうち8,275,923,138円 |
| 利益準備金 | 6,626,182,483円の全額                |
- ② 増加する剰余金の項目及びその額
- |          |                |
|----------|----------------|
| その他資本剰余金 | 8,275,923,138円 |
| 繰越利益剰余金  | 6,626,182,483円 |
- (3) 剰余金の処分の要領
- ① 減少する剰余金の項目およびその額
- |          |                    |
|----------|--------------------|
| その他資本剰余金 | 40,931,170,614円の全額 |
|----------|--------------------|
- ② 増加する剰余金の項目およびその額
- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 繰越利益剰余金 | 40,931,170,614円 |
|---------|-----------------|
- (4) 資本準備金の額の減少の日程
- ① 取締役会決議日 平成26年5月9日 (金)
- ② 株主総会決議日 平成26年6月26日 (木) (予定)
- ③ 効力発生日 平成26年6月30日 (月) (予定)
- なお、本件は会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生しません。
- (5) 今後の見通し
- 本件は、「純資産の部」の勘定振替であり、純資産の額の変動はなく、また当社の業績に与える影響はありません。

## その他の注記

### 1. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、連結計算書類を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。これらの事象の金銭的な影響は現時点で見積が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

なお、国内の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査に関連して、当社の不適切な財務報告の結果、東京地方裁判所において係属中であった当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件については、平成25年7月3日に罰金7億円（論告求刑は罰金10億円）とする判決を受け、控訴の提起期間の経過を経て当社に対する判決が確定し、罰金の納付を完了しています。

当該罰金については、連結損益計算書の特別損失の「刑事訴訟に係る罰金」に計上しています。

また、上述の損失計上の先送りに関連して、継続中であった英国重大不正捜査局(Serious Fraud Office)による調査については、調査が完了し、平成25年9月3日付で当社及び当社子会社であるGyrus Group Limitedは、Gyrus Group Limitedの決算関連書類における当該子会社の監査人に対する説明に関して英国2006年会社法(Companies Act 2006)第501条違反の嫌疑による訴追を受けています。本件につきましては、現在、英国の裁判所において審理が継続しています。

本訴追による金銭的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

### 2. 訴訟の解決

当社は、訴訟の提起を受けていましたが、訴訟の経過、事案の内容、訴訟を継続した場合の訴訟費用の増加等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本訴訟の解決を図ることが最善の策であると判断しました。その結果、平成25年11月18日に裁判上の和解が成立しました。

訴訟の概要及び裁判上の和解の内容は次のとおりです。

#### (1) 訴訟の提起があった年月日

平成24年7月23日

#### (2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- ① 名称 テルモ株式会社
- ② 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
- ③ 代表者 代表取締役 新宅 祐太郎

#### (3) 訴訟の内容及び請求金額

当社は平成17年8月4日提出の有価証券届出書に基づいて当社株式の第三者割当を実施し、テルモ株式会社は当社株式6,811,000株を総額14,998百万円で引き受けました。

その後、当社の過去の損失計上先送り問題により、第三者割当当時の有価証券届出書に重要な事項の虚偽記載があったことが発覚し、これによって6,612百万円の損害を受けたとして、旧証券取引法第23条の2の規定により読み替えられる同法第18条第1項及び第2項並びに同法第19条第1項に基づき、損害の賠償を求め訴えが提起されたものです。

損害賠償請求金額は、6,612百万円及びこれに対する平成17年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

#### (4) 和解の相手方の名称、住所及び代表者の氏名並びに和解の主な内容

- ① 名称 テルモ株式会社
- ② 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
- ③ 代表者 代表取締役 新宅 祐太郎

④ 和解の主な内容

当社は、テルモ株式会社に対し、本訴訟の和解金として60億円を支払い、テルモ株式会社は、当社に対するその余の請求を放棄する。

当連結会計年度において、本訴訟の和解により、テルモ株式会社に対して支払った和解金を、連結損益計算書の特別損失の「和解金」に計上しています。

3. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	種類	減損損失 (百万円)
その他事業資産	建物及び構築物	2,394
	工具、器具及び備品	137
	機械装置及び運搬具	906
	建設仮勘定	340
	のれん	174
	長期前払費用	400
遊休資産	建物及び構築物	488
処分予定資産	ソフトウェア	32
合計		4,871

事業資産においては主としてセグメントの区分ごと、処分予定資産においては廃棄・売却等により処分が予定されている資産として、遊休資産は個別単位に、資産をグルーピングしています。

事業資産については、経営環境の変化により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったもの及び事業撤退による処分の意思決定により回収可能性が認められなくなったものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額とし、鑑定評価額による正味売却価額、または、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値として測定しています。処分予定資産については、自社利用システムについて、廃棄の意思決定が行われたため帳簿価額を零として評価しています。

## Ⅲ. 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

①満期保有目的の債券 ……償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 ……時価法

(3) たな卸資産

……先入先出法に基づく原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法

①車両運搬具、工具及び備品 ……法人税法に基づく耐用年数によっています。

②その他の有形固定資産 ……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。



- (3) 退職給付引当金  
 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。  
 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。  
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。
- (4) 事業整理損失引当金  
 一部の子会社の行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。
- (5) 訴訟損失引当金  
 訴訟の進行状況に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失負担見込額を計上しています。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 重要な繰延資産の処理方法  
 株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。
- (2) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法  
 繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象  
 ・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引  
 ・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金
- ③ヘッジ方針  
 デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。
- ④ヘッジ有効性評価の方法  
 ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。
- (3) 消費税等の会計処理  
 税抜き方式によっています。
- (4) 連結納税制度の適用  
 連結納税制度を適用しています。

#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 70,604百万円
2. 保証債務 5,646百万円  
 上記には関係会社に対する保証予約等5,581百万円が含まれています。
3. 訴訟に係る偶発債務  
 当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しております。そのうち、一部の訴訟については、訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しており、その他の訴訟についても、今後の進行状況等によっては、引当金を計上すること等により、当社の業績に影響が生じる可能性があります。しかしながら、現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

なお、当事業年度末において訴訟損失引当金を計上している訴訟は、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による平成24年6月28日付訴状による訴訟及びカリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による平成25年6月27日付訴状による訴訟です。

4. 関係会社に対する短期金銭債権	51,033百万円
5. 関係会社に対する長期金銭債権	19,863百万円
6. 関係会社に対する短期金銭債務	40,283百万円
7. 輸出為替手形割引高	199百万円

8. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「長期未収入金」に計上された7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	66,228百万円
仕入高	23,080百万円
その他の営業取引	10,061百万円
営業取引以外の取引による取引高	31,030百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

342,671,508株

有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株の発行により、当事業年度末における普通株式の発行済株式は37,000,000株増加しています。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

431,063株

有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による自己株式の処分及び単元未満株式の買取りにより、当事業年度末における普通株式の自己株式は3,994,719株減少しています。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

たな卸資産	947百万円
前払費用	2,244百万円
未払賞与	1,458百万円
固定資産	5,921百万円
投資有価証券	4,984百万円
関係会社株式	22,566百万円
貸倒引当金	6,619百万円
訴訟損失引当金	3,920百万円
その他	3,657百万円
繰越欠損金	42,043百万円
繰延税金資産小計	94,359百万円
評価性引当額	△81,894百万円
繰延税金資産合計	12,465百万円

#### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3,832百万円
圧縮記帳積立金	△991百万円
前払年金費用	△1,663百万円
その他	△212百万円
繰延税金負債合計	△6,698百万円
繰延税金資産の純額	5,768百万円

### 2. 追加情報

平成26年3月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第4号）及び「地方税法」（平成26年法律第11号）が公布され、平成26年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日から開始する事業年度以後において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が38.0%から35.6%に変更されます。なお、この税率変更による影響により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,213百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

### リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、顕微鏡製造設備の一部及び電子計算機等はリース契約により使用していません。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
子会社	株式会社アルティス	所有 直接 95.9	資金の援助 役員の兼任	—	—	破産更生債権等 (注2)	4,518
	株式会社ヒューマラボ	所有 直接 87.3	資金の援助 役員の兼任	資金の回収	29	破産更生債権等 (注2)	5,521
	インプレス開発株式会社	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	1,500	—	—
				資金の回収	520		
				債権放棄 (注3)	8,729		
	Olympus Biotech International Ltd.	所有 直接 100.0	資金の援助	資金の貸付 (注1)	2,221	破産更生債権等 (注2)	2,224
オリンパスイメージング 株式会社	所有 直接 100.0	役員の兼任	増資の引受 (注4)	17,000	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しています。なお、担保は受け入れていません。  
 2. 子会社への破産更生債権等に対し、合計12,263百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において、合計2,224百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。  
 3. 特別清算に基づく債権放棄を行っています。  
 4. 当社は、オリンパスイメージング株式会社が行った第三者割当増資を全額引き受けています。

1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 659円71銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 41円83銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 訴訟の提起

当社は、訴訟の提起を受けました。訴訟の概要は次のとおりです。

(1) 訴訟の提起があった年月日

平成26年4月7日

(2) 訴訟を提起した者の名称

三菱UFJ信託銀行株式会社  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
資産管理サービス信託銀行株式会社  
野村信託銀行株式会社  
ステート・ストリート信託銀行株式会社

(3) 訴訟の内容及び請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で27,915百万円の損害を受けたとして、三菱UFJ信託銀行株式会社ほか信託銀行5行、合計6行が、民法第709条及び第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

損害賠償請求金額は、27,915百万円及び各株式について発生した損害額に対する当該株式の取得約定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

(4) 今後の見通し

本訴訟による金額的影響は現時点で算定が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

### 2. 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、平成26年6月26日開催予定の第146期定時株主総会に、下記のとおり資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について付議することを決議しました。

(1) 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

当社は、平成26年3月期の単体決算において49,435,478,406円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損を填補し、今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金の額を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替え、また、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本準備金および利益準備金の額の減少の要領

①資本準備金および利益準備金の額の減少の要領

資本準備金 99,216,032,696円のうち8,275,923,138円  
利益準備金 6,626,182,483円の全額

②増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 8,275,923,138円  
繰越利益剰余金 6,626,182,483円

(3) 剰余金の処分の要領

①減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 40,931,170,614円の全額

②増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 40,931,170,614円

(4) 資本準備金の額の減少の日程

- ①取締役会決議日 平成26年5月9日(金)
- ②株主総会決議日 平成26年6月26日(木) (予定)
- ③効力発生日 平成26年6月30日(月) (予定)

なお、本件は会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生しません。

(5) 今後の見通し

本件は、「純資産の部」の勘定振替であり、純資産の額の変動はなく、また当社の業績に与える影響はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

## その他の注記

### 1. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、計算書類及びその附属明細書を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。これらの事象の金額的な影響は現時点で見積が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

なお、国内の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査に関連して、当社の不適切な財務報告の結果、東京地方裁判所において係属中であった当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件については、平成25年7月3日に罰金7億円（論告求刑は罰金10億円）とする判決を受け、控訴の提起期間の経過を経て当社に対する判決が確定し、罰金の納付を完了しています。

当該罰金については、損益計算書の特別損失の「刑事訴訟に係る罰金」に計上しています。

また、上述の損失計上の先送りに関連して、継続中であった英国重大不正捜査局 (Serious Fraud Office) による調査については、調査が完了し、平成25年9月3日付で当社及び当社子会社であるGyrus Group Limitedは、Gyrus Group Limitedの決算関連書類における当該子会社の監査人に対する説明に関して英国2006年会社法 (Companies Act 2006) 第501条違反の嫌疑による訴追を受けています。本件につきましては、現在、英国の裁判所において審理が継続しています。

本訴追による金額的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

### 2. 訴訟の解決

当社は、訴訟の提起を受けていましたが、訴訟の経過、事案の内容、訴訟を継続した場合の訴訟費用の増加等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本訴訟の解決を図ることが最善の策であると判断しました。その結果、平成25年11月18日に裁判上の和解が成立しました。

訴訟の概要及び裁判上の和解の内容は次のとおりです。

#### (1) 訴訟の提起があった年月日

平成24年7月23日

#### (2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- ① 名称 テルモ株式会社
- ② 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
- ③ 代表者 代表取締役 新宅 祐太郎

### (3) 訴訟の内容及び請求金額

当社は平成17年8月4日提出の有価証券届出書に基づいて当社株式の第三者割当を実施し、テルモ株式会社は当社株式6,811,000株を総額14,998百万円で引き受けました。

その後、当社の過去の損失計上先送り問題により、第三者割当当時の有価証券届出書に重要な事項の虚偽記載があったことが発覚し、これによって6,612百万円の損害を受けたとして、旧証券取引法第23条の2の規定により読み替えられる同法第18条第1項及び第2項並びに同法第19条第1項に基づき、損害の賠償を求める訴えが提起されたものです。

損害賠償請求金額は、6,612百万円及びこれに対する平成17年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

### (4) 和解の相手方の名称、住所及び代表者の氏名並びに和解の主な内容

- ① 名称 テルモ株式会社
- ② 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
- ③ 代表者 代表取締役 新宅 祐太郎
- ④ 和解の主な内容

当社は、テルモ株式会社に対し、本訴訟の和解金として60億円を支払い、テルモ株式会社は、当社に対するその余の請求を放棄する。

当事業年度において、本訴訟の和解により、テルモ株式会社に対して支払った和解金を、損益計算書の特別損失の「和解金」に計上しています。

## 3. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	種類	減損損失 (百万円)
その他事業資産	長期前払費用	400
合計		400

事業資産においては主として事業の種類別のセグメントの区分ごと、処分予定資産においては廃棄・売却等により処分が予定されている資産として、遊休資産は個別単位に、資産をグルーピングしています。

事業資産については、事業撤退の意思決定により回収可能性が認められなくなったものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額とし、将来キャッシュフローに基づく使用価値として測定しています。